

訴 状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

解約料条項使用差止請求事件

訴訟物の価格 1,600,000円

ちょう用印紙額 13,000円

平成27年4月30日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 長 野 浩 三 (主任)

同 野 々 山 宏

同 志 部 淳 之 介

同 伊 吹 健 人

同 黒 田 啓 介

同 下 坂 高 弘

同 中 村 和 浩

同 谷 文 彰

請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、インターネット接続サービス契約を締結するに際し、解約時に、消費者が、被告に対し、当該契約の残余期間分の利用料金を一括して支払う旨を内容とする意思表示を行ってはならない。
 - 2 被告は、その従業員らに対し、被告が第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないことを指示せよ。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

1 当事者

原告は、平成19年12月25日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1，2）。

被告は、有線放送事業及び電気通信事業法に定める電気通信事業等を目的とする株式会社であり（甲3）、消費者契約法2条2項の事業者である。

- 2 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、インターネット接続サービス契約を締結するに際し、インターネット約款を用いて意思表示をなしている（以下、同約款を「本件約款」といい、これに基づく契約を「本件インターネット契約」という）。

本件約款には、本件インターネット契約について、2年の最低利用期間を定め、最低利用期間内に解約があったときは、当該サービスの残余期間分の利用料金の全額を徴収する旨の条項（以下「本件解約料条項」という）がある（甲4，46条の2第3項本文）。

被告は、今後も同内容の意思表示をなすおそれがある。

3 原告は、被告に対し、平成27年3月12日、消費者契約法41条に定める書面をもって、消費者との間で本件インターネット契約を締結するに際し、同契約が解除された際に、消費者が、被告に対し、残余期間分の利用料金を一括して支払う旨の意思表示を行わないこと、同内容が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄すること及びこれらを社内で周知徹底させる措置をとることを請求し、同書面は、同月13日、被告に到達した（甲5，6）。

4 本件解約料条項が消費者契約法9条1号によって無効であることについて

(1) 事業者が解約時に被る「平均的な損害」を超える違約金等を徴収する解約料条項は、消費者契約法9条1号により無効である。

(2) この点、本件解約料条項は、解約時に、一律に残余期間の利用料を一括して徴収するものとしている。

しかし、被告は、本件インターネット契約の解約によって、消費者に対するサービスの提供義務を免れるのであるから、解約後の費用についても支出を免れるものがあることは明らかである。すなわち、被告は、契約が中途解約された場合、仮に利用が継続されていれば被告が支出するはずであった経費の負担を免れることになるから、平均的損害の算定にあたっては、少なくとも、支出を免れた経費分は差し引かれるべきものである。

にもかかわらず、本件解約料条項では、支出を免れた経費を考慮することなく、一律に残余期間の利用料を一括して徴収するものとしている。

そうすると、利用料金全額は「平均的な損害」を超えるものであることは明らかである。

(3) したがって、本件解約料条項は、消費者から「平均的な損害」を上

回る解約料を徴収するものであり、消費者契約法9条1号により無効である。

5 本件解約料条項が消費者契約法10条によって無効であることについて

(1) 消費者の権利を制限し、または義務を加重する契約条項のうち、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、消費者契約法10条により無効である。

(2) この点、本件インターネット契約は準委任契約にあたるどころ、民法上、準委任契約の各当事者はいつでも当該契約を解除することができることとされている（民法656条、651条1項）。

ところが、本件解約料条項は、2年の最低利用期間内に本件インターネット契約を解約する場合には残余期間の利用料を一括して徴収するとして、契約の継続を間接的に強制するものである。

このような条項は、解約を一切認めないのと同様の効果を持たせるものであり、本来消費者が有する自由に解約できる権利を制限し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものである。

(3) したがって、本件解約料条項は、消費者の権利を制限し、かつ、信義則に反し消費者の利益を一時的に害する条項であり、消費者契約法10条により無効である。

6 よって、原告は、被告に対し、消費者契約法12条3項本文に基づき、被告が消費者との間でインターネット接続サービス契約を締結するに際し、請求の趣旨1項記載の内容を含む意思表示を行わないこと、及びこれを被告の従業員らに対し指示する措置をとることを求めて本訴に及ぶ。

証拠方法

別紙証拠説明書記載のとおり

附属書類

- | | | |
|---|-----------|-------|
| 1 | 訴状副本 | 1 通 |
| 2 | 甲各号証写し | 各 1 通 |
| 3 | 現在事項全部証明書 | 2 通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1 通 |

当事者目録

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

原告 特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

代表者理事 高 篤 英 弘

(原告代理人)

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館6階

御池総合法律事務所（送達場所）

電 話 075-222-0011 F A X 075-222-0012

弁護士 長 野 浩 三

弁護士 野 々 山 宏

弁護士 志 部 淳之介

弁護士 伊 吹 健 人

〒520-0056

大津市末広町4-5NS大津ビル3階

土井法律事務所

弁護士 黒 田 啓 介

〒604-0854

京都市中京区二条通東洞院西入る仁王門町26-1倉橋ビル2階

下坂法律事務所

弁護士 下 坂 高 弘

〒604-0883

京都市中京区間之町通り竹屋町下る楠町610森ビル27

中村和浩法律事務所

弁護士 中 村 和 浩

〒604-0857

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町280

ヤサカ烏丸御所南ビル4階

京都第一法律事務所

弁護士 谷 文 彰

〒619-0237

京都府相楽郡精華町光台七丁目11番地

被 告 株式会社KCN京都

代表者代表取締役 小 林 千 彰